

衆議院行政監察特別委員会による

女子及年少者の人身売買に関する報告書

中央青少年問題協議会

中華書局出版

中華書局出版

女子及年少者の人身売買に關する報告書

首題の件行政監察特別委員會設置に關する決議に基き別紙の如く報告する

昭和二十七年四月 日

行政監察特別委員長

内 藤

隆

衆議院議長 林

讓 治 殿

目 次

第一章 調査の経過

一 調査の動機

二 調査要求の趣旨

三 証人の喚問

第二章 調査の内容

一 人身売買の意義

二 人身売買の概況

三 人身売買の実態に対する監察

(1) 特飲街を対象とするもの

(2) 農漁村を対象とするもの

四 関係機構に対する監察

第三章 結

論

- | | | |
|-----|------------------|----|
| (1) | 労働省に属するもの | 二七 |
| (2) | 厚生省に属するもの | 三三 |
| (3) | 文部省に属するもの | 三八 |
| (4) | 警察機関に属するもの | 四〇 |
| (5) | 青少年問題協議会に属するもの | 四二 |
| (6) | 関係各機構の連絡協調に属するもの | 四三 |

第一章 調査の経過

一 調査の動機

本調査は昭和二十六年九月廿二日附を以て島田委員から当委員会に提出された「婦人及年少者の人身売買に關する件」に基いて、同日理事會においてこれを基礎調査することと決定したことにより行われたものである。

二 調査要求の趣旨

最近女子及年少者の人身売買事件が全国的に急増の傾向にあり、これが取締り並ぶに保護救済機關運用に關する総合的監察は、わが國民主化の促進並ぶに民生対策上緊急を要すると懸料せらるゝに由る。

三 証人の傾向

先づ当委員會事務局に基礎調査を命じたところ、昭和二十七年一月二十五日に基礎調査報告書が委員長に提出されたので、これを検討の結果、二月二十五日の委員會に於いて、証人の傾向して調査することに決り、今月二十九日以降左記五名の証人を喚

向調査した。

証人氏名

二月二十九日

新潟県地方検察庁次席検事

原

長栄君

〃

警視庁防犯部長

渡辺

健次郎君

〃

新宿カフ工協同組合組合長

野本

与喜雄君

三月三日

國家地方警察本部神奈川県
警務地区監察署防犯統計係
長

菊地

清君

〃

神奈川県職業安定課長

木城

以未男君

〃

山形県民生経済部長

梅津

龍天君

三月四日

労働省事務次官

寺本

郁作君

〃

厚生省事務次官

宮崎

太一君

〃

文部省事務次官

日高

第四郎君

第二章 調査の内容

一 人身売買の意義

本来の意義——刑法第二十六條第二項の「国外に移送する目的をもつて人質を売買したる者は二年以上の懲役に処す」という規定をさすもので、所謂國際的犯罪を意味するものである（原証言一頁）

法律上の意義——不当に自由を拘束するような勞務を提供させ、その代償として金、其の他の財物を給付するといふ契約又はそのあつせん行為を意味する（渡辺証言一〇頁、原証言一頁）

行政上の意義——奴隷の然してゐないため、非常に不利な契約や公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就く虞れのある年少者の福祉保護の観点より、法律上の人身売買事件が取扱われている（渡辺証言一〇頁）

二 人身売買事件の概況

(1) 増加の傾向

(イ) 新潟地方検察庁に於ける人身売買事件(児童福祉法違反、職業安定法違反、助令第九号違反、性暴力防止法違反)の受理件数左の如し(原証言二頁)

昭和二十三年 一九件

昭和二十四年 一五件

昭和二十五年 一九件

昭和二十六年 一〇件

(ロ) 山形県内に於ける職業安定法違反による人身売買事件の件数左の如し(梅津証言一二頁)

言一二頁)

昭和二十四年 二〇件

昭和二十五年 一七件

昭和二十六年 四九件

(ハ) 絹女子の人身売買の受入地たる東京都(旧市内)十三ヶ所の風俗営業取締條例に基く特例債、新潟県指定区域の店数及び従業員数左の如し(渡辺証言一〇頁)

昭和二十年八月終戦当時 五三七軒 一五〇〇名

昭和二十七年一月現在 一〇八二軒 三六五四名

(2) 増加の要因

(イ) 農村の不況——終戦直後三ケ年は農村に就いては、比較的金銭収入も多かつたが、昭和二十三年末頃より、生活困難者、次、三男や女子の高村者等が増加し、妻や身売りの現象が増加した(梅津証言一二頁)

(ロ) 法の空白——警察犯規罰令が昭和二十三年五月二日廃止となり、花登等処罰法の特別立法が第二国会に於いて通過せず、公煙禁止後の煙家の取締は昭和二十三年五月二日以降空白となつたため煙家が激増した(原証言四頁)

(ハ) 検査の積極化——昭和二十三年末、東京の戦災孤兒が栃木県に売られた事件を調査した際、福島、山形方面より栃木県の稲作地帯の農家に子供が預借金による長期契約にて作男として就労している事実が判明しこれが、人身売買事件として世の注目を惹き、栃木県当局の二の方面に積極的活動を促したため、製糖工場

特殊飲食店方面への人身売買事件が関係機関によつて発覚されるに至つた（本証言六頁）

新潟県に於ても県下一斉検挙等の取締の強化によつて事件の受理件数の増加をみたといつてゐるのも、この向の消息を語つてゐる（本証言二頁）

（二）世論の反映——検挙件数の増加は世論が反映したことが大きな原因である（本証言二頁）ことは、否めない事実である。特に當意すべきものと思える。

三 人身売買の突進に対する監察

（一）特殊街を對象とするもの

（一）事件の概要

人身売買事件の特殊街を對象とするものの代表的形態として本委員会に於て証言のあつた事件は左の二件である。

（イ）新潟事件

十一名の新潟県の女が、越前津屋に連れられ、新宮二丁目の特殊飲食店の業

若小島清造のところへ売られた。その内の数名が一団となつて逃げ歸つたこと
があるが、その以前から売られて行つた女の親の方から捜査願が出てゐたの
で、この逃げ歸つた女を取調べたところ、同様の運命のもとに働いている新島
の女が相当居ることが判明したので、昨年五月二十九日、小島清造を逮捕し、
検事検出の上取調べたもので、目下公判中である。（原証言三頁）

被疑者小島清造は新宿に於いて特殊カフエーを軒を經營し、女を八十名かか
えて居り、一年間の税額は千六百万円の多額にのびり、その内訳は所得税八
〇万円、遊興飲食税二五〇——六〇万円、事業税二五〇——六〇万円、区民税
六〇万其の他五——六〇万円で、この収益は結局人肉から上るところの収益で
ある（原証言五頁）

本件は、その起訴の事実が職業安定法第六十三條二号の違反即ち女を公衆衛
生上有害な業務につかせる目的をもつて雇入れたと云うにあつて、従来床縁区
域として登録乃至は黙認されている特殊飲食店の業者を直接起訴したもので、

これが利罪となれば、東京は勿論全国の同業者にとって致命的な打撃を受けるという極めて重要な事件である（原証言五頁）

（ロ）酒荒業者の検挙事件

これは年少女子六十一名を特飲街に死に陥らし、たらい廻しにして前借を踏み倒し、少女を食いものにした事件で、被害者は東京都足立区千住一〇三の二四田中為三郎で、同人は終戦後婦女子のもぐり酒荒業をしていたものであるが、昭和二十五年から特使仲間と知合いの住所不定井垣米蔵（当時五十才）から茨城県多賀郡高萩町料理屋柵谷喜一方に従業婦海老原みさを（仮名当時十八才）の住居え方を依頼されたのを奇貨とシテ、海老原少女を連れ出し、東京都台東区浅草吉原町一の三特産喫茶店矢部伝太郎方にはかニヶ所に数日間住み込ませ、海老原少女の知らぬ間に前借名義で合計六万一千円を騙取り、踏み倒した上、静岡県熱海市藤川町特飲藤川エイコ方に住み込ませ、前記同様四万二千円の前借をなし、うち一万五千円を裾島県下に住む海老原少女の母とよに、娘の身代金

と破れて自己の金の如く装つて支払い、妾として面倒をみる形として、全く自己の意のままに振舞うだけでなく、若老原少女は僅か六ヶ月で十萬三千圓の債務を負うか或は前借詐欺の共犯となるかと云う悲慘な境遇に追い詰められるに至つたのである（渡辺証言、一〇、一一頁）

(二)

送出地（新潟県）の向題

(イ)

被害者の経済的事情に就いて

新潟県は非常に大地主がある一方、貧農が多く、農家は必要なく手を残した外はことごとく他へかせぎに出すことが昔から行われて居り、女子は紡績女工として、京、大阪方面まで働きに出ることゝ有名である。

・ 昨年の上半期（一月——六月）に於ける新潟県下の女工の就職件数は約一萬件に近く、女子が家庭を離れることにより、紡績女工から煮淫堀の方に逃ちて行く傾向が非常に強い（原証言二頁）

(ロ) 被害者の社会的事情に就いて

新潟県は社会的には封建性が強く、親は子供に依存して生活することゝ当然と考へ、財産のないものは結局女の子の幼きによつて生活を維持する。(原証言二頁)

越後では「男の子と杉の木は育てない」と云われ女子の出生を喜ぶ風習があり(原証言三頁)甚だしきは「私らは娘を奉公に出す以上、その主人が手をかけるということとは当然覚悟している」と農家に奉公にやつて逃げ附つた女子の母親が検事の前で抗議している。(原証言二頁)事実すらある。

(ハ) 好んで売笑婦となつた事実について

自分も好んで売笑婦になつたというような事例は殆んどなく、やはり、自分の家が困つておるのだから仕方がないと云う考へで、それほど悪いことといふ感じを持たないで身を落している。大体調べた対象者は処女から直ちに売笑婦になつたという者はない。(原証言七頁)

彼女等としてはさほど拘束されて売笑婦となつたといふ感じを持つていなく

て、自由意志と起えているが、社会的或は経済的な要因の結果、目に見えない力によつてせざるを得なくなつてゐる事實を彼女等は認識し得ないのであり、故えてやればわかることである。（原証言七頁）

(三) 受入地（東京都）の肉題

(イ) 雇ひ契約の事実について

正式な文書による契約はほとんどなく、口頭契約が大部分である（横辺証言

一一頁）

売淫婦は全く自由稼業で、業者はただ部屋を貸すのみで、その娼行には関知しないというのが従来、法律上の雇ひ関係をも否定する業者側の主張であるが、娼女子の娼行によつて得た金銭の二分の一を主たる營業の收入としてゐる事實及び實質的には雇入れの関係を有することが判明した（野木証言二二頁）

(ロ) 従業員の退出の義務に就いて

新に娼女子を雇入れた場合といへども現在のところ法による退出の義務はな

く、従つて突慥の把握は困難である。(井上委員の質問に對する渡辺証言一五頁)

(八) 前借金の事實について

渡辺防犯部長の証言によれば、婦女の逃亡により未回収となる危険があるため、衣裳代又は仕度料として二、三万円程度渡すのが通例で、婦元へ三万—四万とか適時渡すのは例外である(一一頁)とのことであるが、西渡兼君が娘の身受金と欲して自己の金の如く使つて支取つてゐる事例は、挙げられてゐる(渡辺証言一〇頁)

(三) 従業婦の人身拘束の事實に就いて

原検事は「買物に出る際、ママと呼ぶ中年の婦人が本人について行つて、ある程度の自由の拘束は堪へない」と証言し(三頁)のに対し、渡辺防犯部長は「ママとか称する者が、映画見物に一緒に行くとか、そういうことはある」と思うが、特に監視するために常に誰かをつけて牽制するということはない

と反対的の証言を行つてゐる（一一頁）が、結局一處に行くといふことは、暗
々裡の監視を行つてゐるものといわざるを得まい。

（本）募集方法の事實に就いて

職業安定法により、有害なる業務とシテ一般募集は禁止されてゐるが、現在
認められてゐる店頭広告や、雑誌募集の外に、周旋業者による募集や新聞広告など
も行われている事實に就いて、渡辺防犯部長は、営利を目的とする周旋業者に
ふやかに依頼して募集した違反事件のあることを証言してゐる（一一頁）

（ハ）特飲街は有害なる業務なりや否やの事實に就いて

職業安定法第六十三條の立法当否である労働省に於いては、公衆道徳上有害
なる業務といふのは、淫売娼の如きものであるといふ解釈である（衆証言八頁）
又、内藤委員長は質問「特飲街の従業婦は職業安定法第六十三條の公衆衛生上
又は公衆道徳上有害な業務と認めるがしに對し、寺本労働次官は「労働省とし
てはさよう考へてゐる」との証言があつて（二頁）

公衆衛生上有害なる積弊なりや否やに就いては、東京都衛生局予防課長与謝野光氏は昨年十月二十七日新宿地方裁判所に於いて赤線区域（旧遊廓地）の売笑婦は一週間に一回の検診をしてをり、客をとつた前後に洗滌するのだから、性病感染から安全圏にあると証言している。（原証言四頁）

これに対して東京の市川篤二教授は昨年十一月二十九日新宿簡易裁判所に於いて、一週間に一回の検診や洗滌で性病が予防できると思ふことはナンセンスだと証言している。（原証言四頁）

又内務委員長及び浦口委員の質問に対する宮崎厚生次官の証言によれば「風紀上又曰く収尊重の上からは特飲街の存在は非常に困るが、性病予防の点からみるとある場所にあると目くろく方が新書仮借の危険をなくするのに一番よいと思ふ」（九頁、一五頁）と述べている。

（ト）特飲街は隠蔽されているか否かの事實に就いて

風俗営業取締法により社交喫茶として公安委員会により営業は許可せられて

いるが、（渡辺証言一三頁）、昭和二十一年一月十二日の公煙禁止のとき、警視庁保安部長依命として、従来の貸事業敷のものは慰安所となり、娼妓は接待娼として扱うことを黙認され、業主は接待娼の収入の百分の五十以下を取得出来ることになつて現在に至つてゐる（野本証言二〇頁）

渡辺証言によれば旧遊廓地帯たる赤線区域というものは、模範的にさういふ地域が存在してゐるので、法律的には存在しないと述べてゐる。（二頁）

原証言によれば、赤線区域は明らかに荒淫を内容とする契約を結んでゐることを業者も認めてゐるので、直接勅令第九号を取締り得るのであるが、取締り外であるとなると、取締り官憲の腐敗の根元が伏て来て、結局、法を取締り得るのだが、取締らないのだ或はおれの手加減一つでできるのだというふうな制度になつてゐると、結局ボスの暗躍することになるし（五頁）と述べ街娼防止のための集煙場存主義に強い反対を表明してゐる。

（二）
娼妓村を對象とするもの

(一) 事件の概要

人身売買事件の襲撃村を対象とするものの代表的形態として、本委員会に於いて証言のおつた事件は次の二件である。

即ち

(イ) 山形県の少年八十名を神奈川県に売つた事件

本事件発見の経路は、昭和二十六年六月二十三日頃、神奈川県高座地区警察署防犯統計係員が、管内の飯所見村附近を巡視中、十四才位の少年が、夕方、見すばらしい身装で素足のまま、とぼとぼと歩いているのを目撃、事情を聴取したことによるものである。

山形県南村山郷上ノ山町無職松田フミ(60)は横浜市戸塚区下飯田町農鈴野ミク(42)と共謀、山形県南村山郷上ノ山町無職小笠原ハルノ(42)外八名を使用し、昭和二十五年八月より、昭和二十六年八月まで、山形県の襲撃村より、神奈川県高座郡の農家に八十名の少年を隠蔽し、この間手数料及び旅費として、一人当り約

二千五百円を受領していた。(菊地証言——二頁)

(ロ) 虚弱児童を養家に売り、保険金を詐取せんとした事件

前記松田の使用人であつた山形県南村山郡上ノ山町、保険外交員佐藤安治(仮)は単独で、昭和二十五年十二月頃から昭和二十六年七月までの間に神奈川県高座郡の養家に山形県の少年二十四名を周旋し、一人当たり二千五百円——三千円の手数料を受領していたが、更に同人は、東邦生命保険会社外交員の職務を利用し、山形県の虚弱児童を神奈川の養家に周旋し、給養の未死に到らしめ、保険金を詐取しようとしたと計画、子供の親と相談の上実行したが、松田の検挙によつて計画に騒がれたため、保険金の詐取は未遂に終つた。(菊地証言二頁)

(注) 右事件につき山形県民生部長より四月七日、本委員会委員長宛に提出した調査報告には「佐藤安治に關する保険金詐取事件として問題になつた児童は肺結核のため昭和二十三年九月十八日より国立山形病院に入院療養していたものもあり、神奈川県には全然行つていなかった」と述べている。

(二) 受入地（神奈川県）の向題

(イ) 身売り児童の状況に就いて

右事件に於ける被害者の年齢は

計	女	男	男 女 別 令 別
			令別
1	0	1	11
0	0	0	12
1	0	1	13
8	3	5	14
11	2	9	15
9	5	4	16
15	7	8	17
11	2	9	18
7	5	2	19
9	1	8	20
3	2	1	21
3	3	0	22
2	1	1	23
80	31	49	計

となり、八十名中、少年は六十二名で、新制中学卒業後の就職先として人身売買による作男、作女の多いのが目立っている。

これらの被害者は、七割が貧窮の作男、三割が商店員、医師及び会社員等の女中に従事しており、被害者の貧窮（親元）へは、一人当り、年一万円——一萬五千円が前金或は分割払で送られている。（前掲証言六頁）

又、被害者の給金については、高木（松）委員が「何年商致らというようなことを来ているのか、ただ食うだけ、育つてゆくだけのために来ているのか」と尋ねたのに対し、菊地証人は「大体三分の一くらい——約十七才から十六才くらいの中で、たとえば月に千五百円というふうにさめて、おいた中から差引くのもあります。また、その二千五百円という金は、雇い主自身で、松田ラミに全部払っているわけです。それで二十六年ごろにかかったものの中には、子供の方の給料の中から差引いたものもあるわけです」と答えている。（菊地証言五頁）

（日）雇用先の状況に就いて

旧来、油奈川界の農村では、その勞働力需給のため、山形県から傭習として作男を雇っていると言われているが、このことについての内務委員長の尋問に対し、木城証人は、古い昔は知らないが、大体東北地方が農業その他の勞働力の給源地としては非常に多いと答えており（木城証言八頁）、高座地方に於け

る農業労働力は、

- ① 農家の二男、三男が東京或いは横浜に近い関係上、うちの農業に携わる
ことが少い。

- ② 農業労働力の絶対数が少い。

等の理由により、これらの労働力の補足は極めて考慮さるべき問題を扱っている現状である。（本城証言八頁）

従つて、該地方の農家は、この二ことに苦慮し、例えば御所見村では、村長の手を奉て職業安定所に対し、救済にあたり、労働力の補給を依頼したのであるが、職業安定所に於いては何等の論議をしてみやることがなかつたため、止むなく、違法行為を惹起したというのが実情である。（菊地証言三頁）

又、これら雇用先の農家は、大体中流以上の農家であるが、その被害児童に対する待遇は、食生活、睡眠等は充分で、実家よりは良好（幸福）であるといふられている。（菊地証言四—五頁）

しかし、中には、兄弟を慕つて、家出してゐる者がある（補地証言二頁）
と等より考えると、社会的接触の機会殆んど与えられていない向きもある
と愚料される。

（ハ） 勇虎兒童の処置に就いて

希望希望、取離希望、現状維持希望につき調査したところ、親元及不被害者
共現状維持希望が多いが、取離を希望する者も相当見られるといふことは、就
驗先が必ずしも、本人の意思に添ふものでないことを物語つてゐる。（宮崎証
言一〇——一頁）

ところで、關係諸機關が如何に、これら兒童の事後措置をしたかといふこと
については、極めて、行掛りのな安易さが見られるのであつて、子供の幸福と
いふことを考えた時、山形県に痛省させるよりも、たとえ違法であつても現状
維持の方が遙かに幸福であるといふ見方が強く（補地証言四頁、五頁）殆んど
が所謂里親制度の適用に依つて解決され、实体は何等変る處がない。

しかし、里親制度の適用ということ、極めて複雑な問題であつて、「里親制度の活用」ということは、これこそが巧妙な人身売買の法をくぐる方法になるよう、むしろそれがあるのでないか」という志田委員の尋問に対し、前地証人はこれを肯定し、「あるいは、そういうふうなものに陥らないとも限りません」と証言している。（前地証言三頁）

尚、右事件被害者中、就学児童は現在一名で、これはその店主の家庭の状況が良いためであり、その他の子供に対しては、学校へ入れるという熱意のもの、皆証明書を持つてくるのであるが、店主自身が、これに対して何らの処置をしていないという結果になつてゐる。（前地証言三頁）

（二）関係機関の処置状況に就いて

右事件に対する、各機関の連絡、協力は、各証人の証言に依つても、非常に不十分であつて、セクシヨナリズムの傾向が多分にうかがわれるのは極めて遺憾である。

即ち、右事件について、職業安定所が違法事実を発見したのは、昭和二十六年一月で、警察より五ヶ月位早かったが警察、労働基準監督署と連絡した経緯及びその結果については明かではなく（本城証言四頁）又、藤沢労働基準監督署と、高座地区警察署は、同年六月互に内偵中、偶然打つかり合う状況となり、爾来、本件の調査については、関係機関の協力は見られない。（菊池証言二頁）

又、民生委員、児童委員及び社会福祉主事等の活動状況も、非常に低劣で、殆んど有名無実の存在に留まっている。（菊池証言三頁）

更に、県職業安定課や児童課等の活動も極めて不活発でこの事件の事柄を殆んど知らない。（本城証言八頁）或は、新聞等に騒がれてから漸く、行き掛りのな調査を行っている実情である。（菊池証言四頁）

（三） 送出地（山形県）の向題

（イ） 親元の状況に就いて

被害者の親元の職業は、農業。曰程、無職の順で、生活状態は中流以下が多く、農業と言つても、五反——六反の田地しか持たないもので、然も一毛作しか出来ず、曰程いふ夫の労賃も一日二百円——二百五十円程度であるため、殆んど最低の生活を送つてゐる者である。(菊地証言五頁)

然も、長い向の横習からその良心を磨滅して、(高木(松)委員尋問)、子供を私有視し、口べられのためには、子供を売るのも止むを得ないという考えが、未だに潜存している。(菊地証言五頁)

例之は、本事件発見の端緒となつた少年の父は四人の子供を、作男、作女として売り、現在更に他家の幼児を養子とし、発見された少年に対しては、自ら神奈川県に公向き、その不仕末を大いに難詰して来たと称している実情である。

(口) 仲介者の状況に就いて

仲介者と親元との関係は親見知り程度のもものが多く、他人の評判を聞いて親元から依頼に来たものもあるが、その実態は漸次悪質化して、謝礼金を出さな

かつた家庭からは、産備後の給料より差引いて受取つたり、産主、児童間に故意にトラブルを起させて、他に転職させたりした事実があり、極めて憂慮すべき事態を惹起している。

本件に於ける仲介者の固定料は一人につき旅費として千円——千五百円、手数料として約千円、合計二千円——二千五百円を産主より取得している（菊池証言二頁）が、更に親元より四、三百円——四百円又は木炭、野菜等を受領している。これらの仲介者は、産主から、「職業安定所」は何もしてくれないから、そういう世話人があるなら、そこへ頼もうじやないかと、欲求されている傾向である。（菊池証言三頁）

（ハ）関係機関の処置状況に就いて

右事件に対する山形県側の調査及び処置状況は極めて不活発で、実地調査は上ノ山現地に於ける調査のみであり（梅津証言一四頁）志田委員の尋問に対し、梅津証人自身、向題の重大性に鑑み、確かに不十分であつたことを認めている。

（梅津証言一五頁）

又、神奈川県側の調査に対し非協力的であつたといふことについても山形県側としては、新岡等に誇大に発表されたため、意外に感じた處から、止むを得なかつたとこれを肯定している。（梅津証言一二頁）

更に被害兒童の処置については山形県側としては、親元の生活状態から考えて、むしろ子供の幸福とし、家庭の生活を維持するため、子供達が苦勞を忍んでいるのを当然だといふような傾向さえ見られる。（梅津証言一三頁）

本事件に対する山形県側関係機関の活動は此の如くであつて、神奈川県の係員が山形県に出張したことについても、何等の協力を得られず（菊池証言二—三頁）当委員会の要請に依り、漸く、係員が神奈川県に派遣し、被害兒童の調査を行うに至つた状況である。

（二）山形県に於ける人身売買の原因に就いて

山形県は、積雪寒冷地帯で県民の経済力も弱小であるため、昭和二十三年の

舊当時から、農村の生活が困難になるに従い、人身売買も漸増したが特に山形県に於いて人身売買事件の極めて多い理由は決して経済的理由のみに依るものではなく、① 神奈川県その他労働力需要地と従来、連絡調整が行われていなかったこと、② 昔からの風習が未だに温存されていること、③ 人権擁護精神の不徹底、④ 関係機関が所屬の役所仕事ですませ、熱意を欠いていて、等が他府県に比し極めて顕著であつたことに依るものと認料されるものである。（以上楠津証言一二頁——一七頁）

四 関係機関に対する監察

(1) 労働省に属するもの

(イ) 職業安定法及びその関係機構

職業法は人身売買の取締規定として最も適用の多い重要な法律であつて、有料職業紹介の禁止（第三十二條）、委託募集、報償金授与の許可制限（第三十七條）、不当な手段による職業及び労働者のあつ達の禁止（第六十三條第一号）、公

衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就勞さす目的で職業及び勞働者のあつ旋の禁止（第六十三條第二号）等、以極めて重要な條項である。

石法體重用の指導監督機關としては、職業安定局及び各府県職業安定課、並にその下部機構として、全國四一六個所の公営職業安定所が存在し、一、一、八〇〇名の職員が配置されている。（『寺本証言』一—三頁）

（一） 法規適用上の向題

石法規は從來周旋業者の取締に對しては有力なる適用規範として実施されて来たが、事實上周旋業者にあつ旋を依頼し、又前借金を支払うのは受入側の業者であるが、これに對する職安法違反の適用としては、「職業紹介」の求人要件と求職要件の事実認定、「募集」か「あつ旋」かの認定等極めて立証困難な事情があつて、六十三條の如き売淫業者に對する処罰の適用等も亦豫区域たる特例の場合に於いても、農家が同族屋に依頼し、作男の両親に前借金を支払つて

いる事實が存在するにも拘らず、殆んど処罰を蒙れて居り、又棍子を盗入れた山口県の渡務家に対しても全然処罰は行われていない。

(二) 機構並の向題

一般に職業法違反の発見に対しては、職業安定所が第一義的の責任を持つものと解されているにも拘らず（渡辺証言一頁）、従来職業安定所自体が発見処理した人身売買による職業法違反の事例は極めて僅少である。

人身売買のおそれのある業態の産主（中小の紡績工場、農家、渡務家、特飲店業者等）に対する日常の監督指導が行われていないことは、業者の証言によつてもうかがい知り得るところである。（野本証言一八頁）

職業安定所の設置が都市中心であるため、農漁村方面の労働需給に關しては比較的内通されて居り、（寺本証言七頁）そのために人身売買発生の原因をなしていることも否定し得めところである。

農漁村の求人求職希望者に対する職業あつ旋については、寺節労働者の場合

に可成りの成績を挙げているが、（専任証言一頁）都市に遠い貧困農漁村の若
 者教育修了者に対する恒久的職業のあつた施及が就職のため職業輔導又農業勞
 働の求人に対する監督指導等については今後特に留意する必要がある。

（四）労働基準法及労働関係機構

強制労働の禁止（第五條）、中間搾取の排除（第六條）、契約期間の制限（第
 七條）、前借金と賃金担保の禁止（第一七條）等は人身売買に關する適用條文
 であり、特に娼妓業者の処罰に當つて、第六條の適用が行われている。

右法律運用の監督機關たる労働基準局及び各府県労働基準監督局及び其の下
 位機關たる労働基準監督署は司法上の捜査権等を附与され強力な機關である。

（五）法規適用上の問題

使用者が労働者を雇入れる際には、例えば労働基準法の適用を除外されてい
 る家事使用人として雇入れた後、農業その他の実務に就かせている場合に於い
 て、労働基準法違反の事実が存在しても、これを発見することは相当困難であ

る。(寺本証言五頁)

ス、親が子供に代つて労働契約を結んだり、給料、労働時間、待遇等が明示した事実と相違した場合も亦労基法違反となるのであるが、(寺本証言五頁) 実際にかかる違反の立証によつて使用者側が処罰せられた例は殆んど存在しない。

ス、労働年令の制限が設けられているが、事業主が年令の確認をしなければならぬと云う規則法規が存在しないため、年令制限の條文違反を適用し得ざる場合が多い。(原証言八頁)

(二) 機械運営上の問題

入札売買に關する右の法律違反の発見及び処置については、大部分警察の活動の事後に於いて行われている。これは従来主として警察の行つて来たものを労働立法による行政化として、第一義的には労働省の機関が担当することとなつた事情もあるうが、(寺本証言一頁) 従来大規模の適用、事業場に重災が覆か

れて、特に人身売買のおそれある中小の事業場や農漁村の事業主に対しては積極的な日常の監督指導が行われなかつたことも看過出来ず、この方面への立法上及び行政上の配慮が必要である。

(八) 調査機関

人身売買等女子及び年少者の労働に關する専門の調査を行い、労働基準局の最先機関を激勵する機関として婦人少年局及びその下部機構として各府県に婦人少年局分室が設置されている。(参考証言——二頁)

婦人少年局は労働條件の保護又は違反の取締を行うものではなく、婦人及び少年に關する一般的な問題について調査し、單に労働基準監督機關に助言勸告を行うのが主たる業務であつて、助言勸告の採択は監督機關の任意にまかされてゐる。従つて、婦人職員をもつて構成された右機關の特色ある調査活動が、實際行政面に与える効果は比較的僅少であり、又調査の範圍が労働基準法關係に限定される傾向もあり、婦人及び年少の人身売買の如き職安、労基、児童福

社等に亘る調査に於いては婦人少年局の調査意見を関係機関に対し積極的に採
取せしめる道を期し、そのための必要なる权限が附与せられるべきである。

(2) 厚生省に關するもの

(イ) 兒童福祉法及その関係機構

兒童福祉法第三十四條の各項に掲げられた行為の禁止規定は、いずれも人身売
買取締に關係し、なかなしく「兒童に淫行をさせる行為の禁止」(第六号)は直
接兒童の雇用主に対する処罰であり、又「禁止された行為をなす虞ある者に対し、
兒童の引渡し又はあつ旋する行為」(第七号)、「正当な職業紹介機関外の者によ
る営利的兒童養育のあつ旋行為」(第八号)は所轄局事業者に対する有力なる
処罰規定である。

兒童福祉法に關する行政機関としては、厚生省兒童局の下部機構として各府県
民生部兒童課が置かれ、兒童福祉機構として兒童福祉司、兒童委員(民生委員が
兼任)が天々配属され、人身売買の原因、実情の調査発見等に努め、事後の保護

に就いては被害児童を還元へ帰すことを原則として児童相談所其の他の児童福祉施設又は里親、祖親（保護委託制度）等への委託による保護を行っている。（宮崎証言七頁）

（一） 法規適用上の問題

「児童に虐待させる行為」（第三十四條第六項）の処罰規定を適用するに當つて産主が、親十八才未満の児童を成人に達した際虐待させる約束の下に子守、其の他の家事使用人として雇入れた場合などの罰則の適用は甚だ困難である。

（原証言八頁）

又「四親等以外の児童を、その親叔母の手から誘拐して同居させている者」に対して届出の義務（第三十條）が課されて居り、この條文は人身売買の事件の防止及び発見に役立つ規定であるが、實際には人身売買の事のない者のみが届出されてゐて、一般に周知不徹底であり、又届出の励行も徹底していない。（

宮崎証言一一頁）

届出を勵行させるために、住民登録簿の施行の際市町村の戸籍係と連絡の上、充分これを明らかにすることが必要である。(宮崎証言一一頁)

(二) 機構運営上の向題

児童福祉機関たる児童委員や児童福祉司等の人員充実に對する保護活動は、通常警察の事犯となつてから始めて積極化するのが実情である。(梅津証言一六頁)

従つて、児童福祉機関にやの人員を得ることは誠に重要であるが、神奈川県警各地巡查の証言によれば、児童福祉司自身の家に山形から子供が養われてゐり、而も所轄地区の六十名以上にのぼる人員充実に就いて何等積極的福祉活動が行われていないと云われている。(菊池証言三頁)

里親制度及び保護受託制度(施設制度)は、里親相談所が中心となつて、児童福祉司、児童委員、社会福祉主事等の連絡の下に府県知事の審査を経て登録された上で運営されている。(宮崎証言八頁)

人賣売買による被害児童及び家主に対する事後処置として、里親制度及び保護受託制度に切換えられた例があるが、これは児童が使用主の許にとどまる希望の申出があつたり又親元が養育上不相当と考えられた場合に適用されたものであるが、元來勞働力の不足を補ふ目的を以つて雇傭された関係に対して養育を主とする里親Ⅱ里子の関係に切換え、又人賣売買による低賃金勞働によつて漸く経営を維持し得る状態の経営者から職を見習うための職親Ⅱ親子の関係に切換えることは、右二制度創設の本來の趣旨に反するおそれがあるのみでなく、被害児童の恒久的な希望達成への道を顧慮することなく單に里親となつた家主に対して低賃金勞働力を提供せしめるために国及び地方公共団体より扶養料を支拂ふ結果を招来するおそれがある。

(ロ) 生活保護法及び関係機構

人賣売り児童を出す生活困窮家庭に対する事前及び事後救済として、生活保護法の適用が考えられるが、人賣売買事件の發生し易い家庭は、生活保護法適用の一

歩手前の生活状態にあるものが多い。(宮崎証言一〇頁)従つて、事件発生前に就いて生活保護の手が差しのべられるよう、生活保護法適用範囲の拡大と、事前発見の努力が必要である。

生活保護法の関係機関としては、厚生省社会局の下部機構として各府県に社会課が置かれ、社会福祉主事及び民生委員が大々配置されているが、民生委員は従来の制度が改められ、単に意見を述べ又申出に協力する機関となつたため、活動の積極性を失つたと謂われているが、(宮崎証言一四頁)社会福祉主事と民生委員との協力態勢については現行委員制度の再検を要するものがある。(宮崎証言一四頁)

(ハ)性病予防法及び関係機構

婦女の人身売買の温床と謂われる娼行を業態とする特飲店に關係ある性病予防法は、厚生省公衆衛生局及びその下部機構として各府県予防又は衛生課に於いて行政的措置が行われている。(宮崎証言七頁)

(3)

所謂赤線区域と呼ばれる集娼地域の存在に対しては、宮崎厚生次官は、痲病予防法の見地からはこれを肯定しているが、(宮崎証言一五頁)一面向に一回の検診をもつて安全圏にあるとする東京都予防課長与謝野氏の公判証言に対しては、行政上は肯定出来ぬと述べ、(同一〇頁)又児童福祉の立場からは、人権の尊重や病人の自由権を犯す弊害が生じ易く、従つて的確なる策ではないが、止むを得ざる処置であると述べている。(同一〇頁)要するに公衆衛生上は娼娼に比較して有害ではないが、公衆道徳上は有害な地域であるという認識と思われるが、公衆衛生上行政的措置が比較的容易であると云うに止まり、医学的にも梅毒検診の統計がなく、娼娼と集娼といふれが性病予防上安全圏であるかはにわかには断定は致し難い。従つて、集娼存置の有力なる根拠となつてゐる公衆衛生上の行政的肯定は極めて検討を要するところである。

又都営に關するもの

学校教育法第十六條は、要就學児童を使用する者は兒童の義務教育を受けること

を妨げて同力ならぬことを規定しているが、法律上の親権者及び保護者に入らない使用名の場合には就学に対する義務規定が欠除してゐるため、人身売買等によつて雇入れた兒童の就学保護については、兒童が就学を希望しない故、妨げるにあらずといへ逃れが出来、この真改正の要ありと思料せらる。

人身売買防止策の一環として文部省は義務教育修了者の就職あつ旋について同労働省と協力して充分力を注ぐべく努力してゐるが（日高証言一六頁）職業教育、職業訓練検査等に一番の工夫と努力が必要である。

純潔教育に關しては、主として個人指導にやだねるべきで、性の事実については生物學的知識を与えることになつてゐるが、（日高証言一六頁）性知識の背後に倫理的価値判断が与えられなければ、却つて知らざるより危険となり、純潔教育の実施には充分なる検討が必要である。（日高証言一八頁）

長期欠席の兒童についてはよくその家庭との連絡を密にして、人身売買を未然に防止すべきである。（日高証言一七頁）

(4) 警察機關に關するもの

(イ) 勅令第九号及支那條約條約

勅令第九号が「娼女」として暴行、脅迫によらないで、困惑せしめて売淫をさせ
 たる者（第一條）及び「娼女」と売淫を内容とする契約を結んだ者（第二條）に
 對する処罰を規定した業者に對する売淫取締法規であるが、従業者が雇主からの
 報復を恐れて、自分自発的に売淫したのであるとの供述をした場合は、右の法
 にいら困惑せしめたこととはならず、又売淫を内容とする契約は、部屋を借りて、
 任意に客をとつてゐるとの供述があれば、第二條に該当せぬこととなり、實際の
 適用は立証のみに於いて困難な実情にあり、又刑量も比較的輕いからみがある。
 （原証言五頁）

右の取締機關としては、国警及び自警がこれに當つてゐるが、受入地が比較的
 都市に集中してゐるため、主として自警管内に於いて右事犯が多く発生してゐる。
 しかるに都市における特飲街が、取扱上勅令九号の外に置かれてゐるとすれば（

野本証言二〇頁）、結局右法律の適用は極めて不明瞭となるおそれがある。

(ロ) 地方條例及び関係機構

売淫を直接取締る條例が施行されている地域は、東京都、新潟県、宮城県、町
村市等であつて、その施行されている地域は部分的である。（原証言六頁）

従つて、売娼婦及び風俗営業者に対する取締の強度は、地方によつて異なり、又
各地方の條例もそれぞれ取扱上の差異が存在する。然るに売淫のための娼女の
身売買事件が他府県にまたがる場合が多いに拘らず、取締規則の統一性がないた
めに、捜査上種々の困難が予想される。従つてこの弊害を除去するためにも、こ
の種の者主に対する取締の強力なる特別立法の措置が要望される。

(ハ) 行政犯の取締の向題

人身売買に關係ある職務法、娼娼法、児童福祉法等による取締りに対しては、
大々の特別官方を第一義的責任と考へて、警察としては刑法犯に重きが置かれて
いるため、兎角警察官の熱意が欠けていると云われるが、（原証言一二頁）主

(5)

管官庁も亦本来の保護及び予防の行政面に重きが置かれているため、実情として
 法人身売買の如き行政犯の発見も亦警察に依存せざるを得ない。従つて現狀とし
 ては、警察官が行政犯に対して刑法犯同様の熱意を持つよう、又行政的知識の涵
 養に努むる必要がある。

青少年通協議会に關するもの

昭和二十五年四月三十日政令第一〇の号により内閣に設置され、その後直轄によ

つて各府県に設置されたものである。(結、建証言一二頁)

同協議会法人身売買に關係ある行政機關及び民間有識者によつて構成され、各省
 長にわかれてはる諸問題を討議して、相互の連絡協調をはかり、対策を樹立する
 合議機關である。(宮崎証言五頁、寺本証言四頁)

同協議会の實際上の活動としては、人身売買に關する行政機關に対する具體的改
 善案を提出したことはなく、(寺本証言四頁) 中央に於いては主として情報交換
 や啓蒙対策の論議が行われ、地方に於いては、事件の事後調査や啓蒙宣伝乃至社会

教育計画等が実施されている。従つて同協議会が地域的に錯雜せる行政機構に対し、統一ある強力なる行政力を發揮し得るためには、協議会の权限、予算等についても再検討の要があると思料せられる。

地方青少年問題協議会に於いては、特に民間の有識者の積極的活動を容易ならしめ、單に教育家、社会事業家のみでなく、農漁村の貧困家庭の実情に体験的に精通した積極的な民間人の参加を考慮すべきである。

(6)

関係機構相互の連絡協調に關するもの

婦人兒童に關する行政機構が極めて複雑多岐にあつてゐるため、各機關の責任觀念が薄く、又权限爭議などの發生するおそれがある。寺本労働次官及び宮崎厚生次官は多くの眼を見ていつた方が子供の保護の問題に眼が歪み易く（寺本証言四頁）又連絡協調の問題は青少年問題協議会の運営によつて補われる（宮崎証言九頁）と述べてゐるが、青少年問題協議会は前述の如く單なる各省各局の協議機関で、中心のない存在であり、殊に地方協議会に到つては、中々より何等の予算措置が講

せられていないため、経営も全く中心となる機構がない。従つて各機構の末端に於いては、垂角連絡協調の円滑を欠く実情も看過し得ざるところであり、人賣売買に關する諸法律の整備と共に、行政機構簡素化による行政力の集中、妙くとも応急措置として、青少年問題協議会の改善に努めて必要であると思料せらる。

第三章 結 論

人賣売買を根絶する恒久策としては、社会保障制度の全面的実施、国土の徹底的開發による完全就労の実現等が考えられるが、我國情の現段階における応急的処置として、右の如き諸施設によつて、立法上並ぶに行政上措置されることゝ妥當であると思料せらる。

一、取締対策

(1) 人賣売買の仲介者の取締及び処罰は比較的実行されているが、買主は処罰法規の適用からは多く免れており、又売主（親等）の責任処罰の規定が存在しない実情に

能め、現在の複雑多岐に分れてゐる諸取締法規を統一強化し、人身売買取締に關する特別法を制定し、仲介者並に買主、売主（親等）等に対する処罰を嚴重にすべきこと。

- (2) 警察官は一般刑法規に對すると同様の熱意を以て、行政犯に對すると共に更に一般行政に對する充分なる知識を涵養し、もつて日常の取締を行い、人身売買のおそれある家庭の発見に努め、進んで關係機關と協力すること。又労働基準局及職業安定所は自らの責任に於いて事犯発見に努むる必要があること。これがためには国家警察、自治警察、労働基準局、職業安定所等の取締末端機關相互の連絡並に協力を、なお一層密接にすると共に被害者からの申告等民間の積極的協力を得るよう努めること。

二 保護対策

- (1) 保護処置に關して職業安定所、児童相談所、児童福祉司、社会福祉主事等の末端行政機關の有機的な活動を図り、なおこれら錯雜せる現地關係諸機關の連繫を簡素

化して民間の協力を容易ならしめること。

(乙) 民生委員並に児童委員等の委員制度を刷新して国民の实生活、特に農漁村の实情に即せしめ、福祉事業に対する理解と熱意ある人材を送ぶこと。

(丙) 現在の職業安定法の非効率性を打破し、比較的即座に就労されたい農、漁村児童の恒久的就職機会に積極的に力を注ぎ、特に義務教育修了児童の職業指導に留意し、その施設の拡充を図ること。

(丁) 身売家庭の生活状態が生活保護法の適用を受け、る一歩手前の状態にあるものが多い事柄に鑑み、生活保護法の適用範囲を拡大し、早期にこれを適用すると共に、前借金のために身売する必要とする農、漁村家庭の厚生資金貸与制度を確立すること。

(五) 里親並みに施設制度を活用すると共に、この制度の陰にかくれて、労働搾取を合法化するおそれなきよう、これが指導監督を強化すること。

(六) 児童福祉法第三十條に依る同姓名の提出を周知徹底させ、励行するよう監督指導すると共に、人身売買のおそれある業者方面に適用された者の登録票を作成する方法

的措置を考慮すること。

- (7) 小、中学校において長期欠席児童の理由を徹底的に調査し、人身売買の事実を察見した際は、直に関係機関に連絡すると共に就職希望者を調査して職業教育及び就職指導に力を注ぐこと。

- (8) 青少年問題協議会を充実し、特に地方協議会については、中心機関を明確にし、且つ予算の措置及び経費の負担につき判然たらしめること。

三 啓蒙対策

- (1) 青少年問題協議会に労働指導人少年局の实体調査を資料として啓蒙の企画を整備し、言論その他の宣伝機関を通じて人身売買についての啓蒙的世論の喚起に努めること。

- (2) 学校教育において社会科の課目に人身売買問題をとりいれて児童向に人身売買の悪習を自覚させ人权尊重の徹底を図ること。

- (3) 社会教育に於いて、P.T.A、公民館その他民間諸団体の活動により、親の子に対

する財物視的思想を一掃すること。